

大野城市立大野南小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめ防止に対する基本姿勢

- いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に許されない」という強い意志をもつこと
- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

(1) いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図ること

- 「いじめられる子にも問題がある」という誤った考え方をせず、いじめはあくまでもいじめる側の問題であるというぶれない姿勢を貫く。
- 児童に対して、いじめられている人を守ることは、いじている人を守ることにもなるという認識を持たせる。
- 教師一人ひとりが、いじめの問題の重大性を正しく認識し、児童生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、日ごろから教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

(2) 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図ること

- 学校規模や学級の児童生徒数の多少にかかわらず、いじめはどの学校でもどの子にも起こりうることであり、どの子どもも、被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図る。
- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」等を参考にして、教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- いじめの早期対応に当たっては、すべてを担当まかせにせず、校内いじめ問題対策委員会など全校的な組織体制を確立し、校長のリーダーシップの下で全教職員が一致協力して継続的に取り組む。

(3) 家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること

- いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけではなく、家庭・地域・関係諸機関とも連携する。特に、保護者との信頼関係は、いじめの問題の解決に不可欠。また必要に応じて、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。

2 いじめ防止等の組織

(1) 校内いじめ防止対策委員会

- 月1回の対策委員会の定例会を、めざす子ども育成委員会で行う。
- 問題行動等児童の実態の共通理解、問題解決の方策の協議、研修会の企画運営
- 構成 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭
※ 必要に応じて担任教諭等関係職員、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
スクールサポーター、民生委員、人権擁護委員、弁護士、医師等

(2) 学校運営協議会（いじめ防止対策委員会）

- 年間4回の学校運営協議会及び緊急時の臨時会の開催
- 学校と家庭、地域での児童の実態の共通理解と対応策等の協議
- 地域行事の地域での生活における見守り活動等

3 いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）

（１）規律、学力、自己有用感を育む教育活動の充実

- 大野南スタンダード「学習・生活の基本的な規律」の定着の徹底。
- 児童に，“いじめとはどういうものか”定義などを説明し，いじめを防ぐためにできることを，児童会を中心になって提起し，全校で取り組む。
- いじめのない学級にするために学級でできることを決め，継続して取り組む。
- 言葉遣いについて考えさせ，相手のことを考えた優しい言葉かけを称賛する。

（２）不合理を許さない，人権尊重の態度を育てる道徳学習の充実

	子ども・女性	同和問題	高齢者・障がいのある人	その他の人権課題
1年	「じゃんけんれっしゃ」 「あだな」		「あしあと」	「タヒチからの友だち」 (外国人)
2年	「そんなこといわないで」	「いいところみつけ」	「なんのためにあるのか」	「ちがうところ おなじところ」(外国人)
3年	「同じなかまだから」 「転入生」			「インドのお客さん」 (外国人)
4年	「いじりといじめ」 「わたしのいもうと」		「ともに生きる」 「ガイジ」発言を 中心に 「車いすのおじさん」	「火の海をにげて」 「顔」
5年	「すれちがい」 「折れたタワー」	「一枚のはがき」		
6年	「どんななかまだったのか」	「お茶くみ当番」	「小さな一言から」 「ガイジ」発言を 中心に 「あっそうかあ」	「わたしとお茶」

（３）大野城市C V T学習の推進

キャリア教育	ボランティア活動	トレジャー（ふるさと）活動
[1・5年] ○ 就学前の子たちとの交流 ○ おいもを育てよう [2年] ○ 地域の方たちとの交流 [3年] ○ 地域貢献活動（小中連携）	[4年] ○ 「共に生きる」（総合） ・アイマスク体験 ・車いす体験 ・手話体験 ・点字体験 [5年] ○ 「共に生きる社会をめざして」（総合） ・高齢者施設の訪問・交流	[6年] ○ 「出かけよう！平和の旅へ」（総合） ・筑紫被爆者の会の方からの学び ・長崎の原爆被災地のフィールド・ワーク [全学年] ○ 栽培委員会 （花や野菜の栽培）

4 いじめの早期発見・早期対応の充実

（１）情報収集（調査の実施）

観 察	○ 授業だけでなく休み時間等にもアンテナを張り，声をかけながら様子を把握する。 ○ 日記や連絡帳，自主学習ノート等を通しての児童理解に努める。
情 報 収 集	○ 月に一度の学校生活アンケート（いじめアンケート）を実施し，学校や家庭における実態を把握する。 ○ 定期的な教育相談及び，年3回の教育相談週間を位置づける。 ○ 家庭からの連絡や，年2回の保護者アンケート（チェックリスト）を通して，保護者からの情報も積極的に収集する。 ○ 他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的理解	○ グループ・エンカウンター，面接等も視野に入れる。

（２）教育相談体制の整備

- 年に3回の教育相談週間を設定する。（1回につき3単位時間）
 - ・ 1学期……6月に，児童生活アンケートと保護者チェックリストをもとに行う。
 - ・ 2学期……11月に，児童生活アンケートと保護者チェックリストをもとに行う。
 - ・ 3学期……2月に，児童生活アンケートをもとに行う。
- ※ アンケートを回収したら，その日のうちに目を通し，該当項目のチェックを確認。
- ※ 原本等は，回答した児童が卒業後5年間保管するものとする。
- 学級の実態に応じて各担任で計画を立てる。
- 呼び出し相談やチャンス相談は基本的に放課後，休み時間に行う。
- かかわり部で方法や内容を検討し，相談の結果を集約して，積極的な生徒指導に活かしていく
- 教育相談の方法
 - ① 調査・アンケート
 - ② 生活の記録（作文・日記等）
 - ア ねらい

学級集団の中から一人一人の子どもの問題を見つけ出し，解決の糸口とする。
 - イ 記入のさせ方
 - ・ 課題を与えて書かせる。
 - ・ 絵を見せたり音楽を聴かせたりした後，思ったことを書かせる。
 - ・ 自由に書かせる。
 - ウ 記入後について
 - ・ 子どもの気持ちを共感的に理解する。
 - ・ 口頭で子どもの気持ちを確認する。
 - ・ コメントを書いて共感的な理解を示す。
 - ・ 否定的なことを言ったり，書いたりしない。
 - ③ 定期相談

学級の全児童に対して，順番を決めて個別的に又は小集団で行う面接
 - ④ 呼び出し相談

特に問題が多いと思われる児童を抽出し，一人一人呼び出して個人的に行う面接

⑤ チャンス相談

日常の中で児童と接触する機会を幾分、意図的にとらえ、相談を進める方法

⑥ 話し合い

人間関係を深めるための学級全体や小集団での話し合い

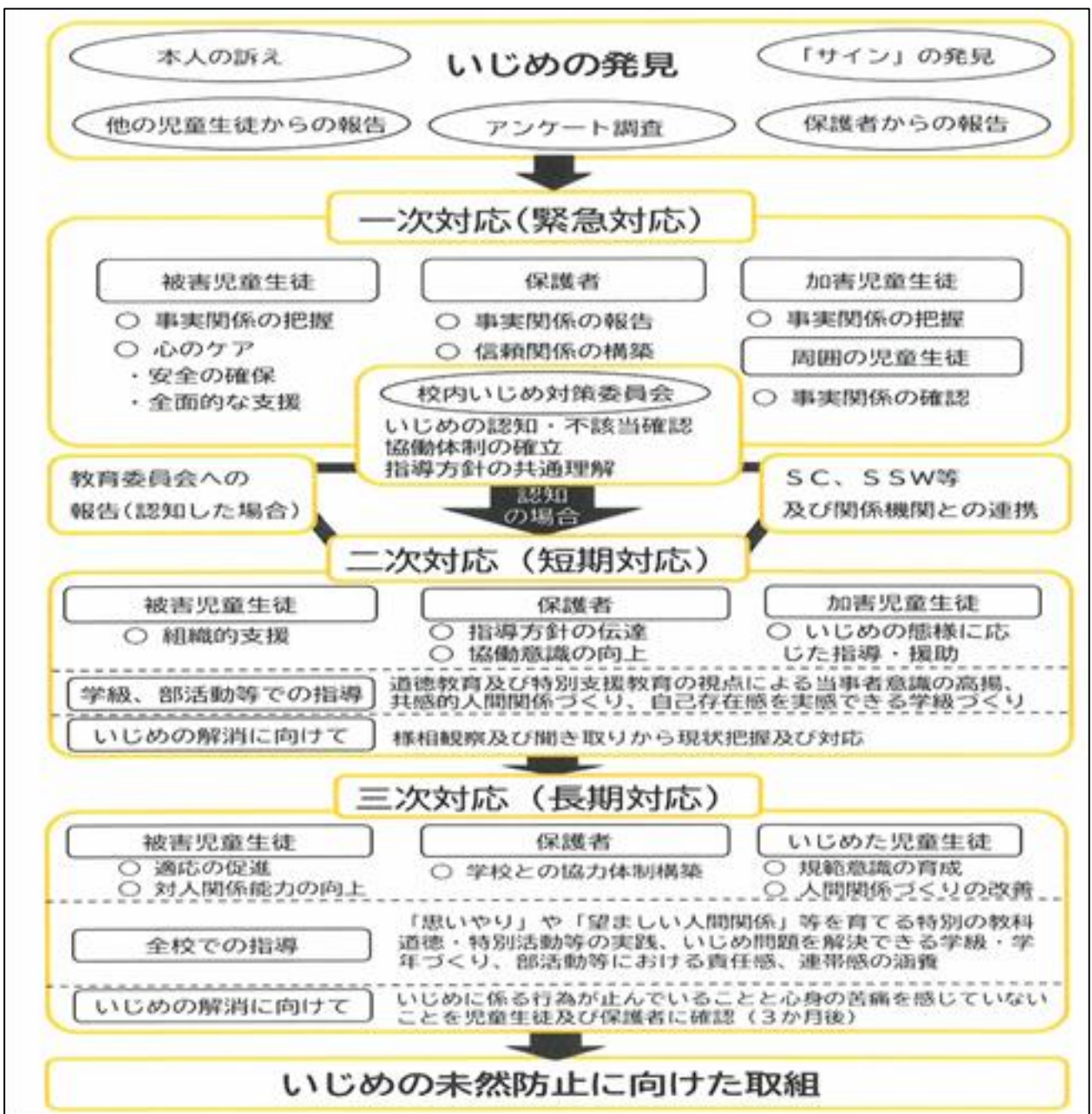
⑦ グループ・エンカウンター

「教師と児童」「児童と児童」の人間関係を深める活動

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）への対応

- インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等の深刻な傷を与えかねない行為であることなど、情報リテラシー等の学習を通して指導する。
- 学習参観や懇談会、PTAと連携し、インターネット上のいじめ防止の研修や啓発を行う。

5 いじめへの対処



- いじめられた児童へのケアに、特に配慮し努める。最低3か月は、見守りを続け、その間何も起こらなければ、いじめが解消したとみなす。
- 事態への対処及び同種の事態の発生防止のため、警察（スクールサポーターを含む）、福岡県いじめレスキューセンターとも連携を図る。

6 教職員研修

（１）生徒指導一般研修の実施

- 4～6月…いじめ対策の基本方針、いじめ理解・保護者啓発のための研修
- 8月…福岡県いじめ問題総合対策について（講師を招聘する）
- 随時…必要に応じ、いじめについての事例研修
- いじめ防止のための授業研修

（２）日常的・継続的な個人研修

- いじめ事案発生時の職員による共通理解と共通実践
- いじめにかかわる情報の提供
- 生徒指導担当としての関係研修会の参加及び事後報告

7 地域・家庭との積極的な連携

（１）ＰＴＡとの連携

- 学級懇談会で年1回（本年度は10月）、いじめの定義・いじめに対する学校の考え・いじめをうまないための学校での取り組み・いじめが起きた時の解決のための手立てや手順などを説明し、共通理解を図る。
 - ・ＰＴＡ総会でのいじめ撲滅の啓発
 - ・いじめチェックリストの配付及び活用の推進

（２）学校運営協議会との連携

- いじめ等の実態資料の提示、協議
- いじめ防止基本方針の提示、審議

8 警察等との連携

- 児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるようなもの。
- 事実関係の調査等を法に則って行う。

9 年間計画

「いじめ」に関する無記名アンケートを月行事に位置づけ、早期発見・初期対応に努める。

月	組織的活動	校内研修	教育相談の整備
4月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート	○ 職員研修 ・ いじめ対策の基本方針、 いじめの理解	個人面談
5月	○ いじめ防止対策委員会 （学校運営協議会） ○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート		
6月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート ○ いじめチェックリスト及び		教育相談

	アンケート記入（保護者） ○ いじめチェックリストの活用		
7月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート	○ 職員研修 ・福岡県いじめ問題総合対策	個人懇談
8月	○ いじめ防止対策委員会 （学校運営協議会）		
9月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート		
10月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート	心の教育学習参観・学級懇談会	
11月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート ○ いじめ防止対策委員会 （学校運営協議会） ○ いじめチェックリスト及び アンケート記入（保護者） ○ いじめチェックリストの活用	いじめ防止授業研修	教育相談
12月	○ 校内いじめ防止対策委員会		
1月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート		
2月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 学校生活アンケート ○ いじめ防止対策委員会 （学校運営協議会） ○ いじめチェックリスト及び アンケート記入（保護者） ○ いじめチェックリストの活用		教育相談
3月	○ 校内いじめ防止対策委員会 ○ 小中連絡会		

10 評価と検証

（１）全職員によるいじめに関わるふり回り

学期末反省による評価（学校評価）と改善について話し合う。

（２）校内いじめ防止対策委員会でのふり回り

- 早期発見から児童への指導、支援計画、実践、評価といったサイクルによる改善を図る。
- 大野城市教育委員会、スクールカウンセラー等外部有識者による指導・助言を通じた検証を行う。

11 重大事態への対応

学校が「いじめ防止対策推進法２８条」により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下の通り対応する。

- 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置する。
〔構成〕専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有しない第三者
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・ 調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ・ 関係者の個人情報には十分配慮する。
 - ・ 調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。
- 調査結果を市教育委員会に報告する。
 - ・ いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 校内いじめ防止対策委員会で、再発防止策をまとめ、学校組織をあげて確実に実行する。
- マスコミ等の取材に対しては、市教育委員会と連携のうえ、管理職を窓口として一本化する。